

実務研究

日本税務会計学会
令和3年7月 月次研究会



齋藤 明(芝)

コロナ危機下に拡大する 財政赤字と消費税減税論

1. はじめに

国の財政は危機的な状況にあると報じられている。追い打ちをかけるようにコロナ危機の中、経済の下支えのために巨額の新規国債発行が行われ、国の財政は悪化の一途をたどっている。にもかかわらず、与野党を問わず多くの国会議員を中心として「日本が財政破綻するなどありえないのだから、減税を行い、財政支出を拡大すべき」との声が大きくなってきている。おかしではないか？これまで財務省は「このままでは財政破綻してしまうからプライマリバランス(PB)

を黒字化して財政健全化を図る」と喧伝してきたにもかかわらず、多くの国会議員が全くそれと逆のことを言っているのである。これはいったい、一部の国会議員のポピュリズム(大衆迎合)なのだろうか？それとも財務省が国民の危機を煽っているだけなのだろうか？私なりに調べてみたいと思ひ、積極財政を主張する議員連盟の「日本の未来を考える勉強会」の呼びかけ人代表で税理士の安藤裕議員にアポをとり国会議員会館を訪れた。

2. 安藤裕議員にお聞きしたこと

安藤議員にお話しを伺います私が驚いたのは、その時に既に自民党内だけで、PB黒字化に反対し積極財政を主張する「減税勢力」が100人以上いたという点。そして、彼らが「日本が財政破綻するなどありえないのだから、積極財政を行うべき」と主張するその論拠は、ステファニー・ケルトン教授(ニューヨーク州立大)らが提唱するいわゆる「現代貨幣理論(MMT)」に依拠しているとい

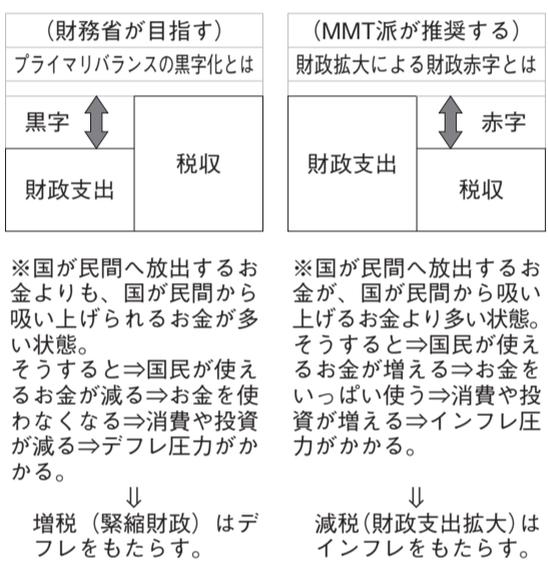
う点である。MMTとは、概説すると以下のような理論であると理解している。①租税は政府の財源ではない(再分配や景気調整を行う手段である)。②国債発行の本質は借金ではない(通貨発行である)。③デフレ期において財政削減はすべきではない(適度なインフレまで財政拡大をすべきである)。④自国通貨を發行できる政府は債務不履行にはならない。

3. MMTに対する財務省の見解

①②については、政府の歳出は税収によって賄われるべきであり、現状において財政赤字となっているのは、少子高齢化を背景とする社会保障費の増大という構造的な問題が原因である。③については、インフレリスクを考慮すべきである。

4. 双方の見解の相違点についての考察

私の税務会計学会での発表の中心はこの点の考察にあるが、本稿では紙面の関係から概要だけ記すこととする。



つまりMMT派の施策は、財政支出を拡大し、減税を行うこと。PB黒字化派の施策は財政支出を削減し税収増を図ることである。

(2) 我が国の現状と抱える課題

①多額の財政赤字の少子高齢化による社会保障費の増加②デフレの長期化(経済の低迷)

MMT派もPB黒字化派も同様の問題について同じ危機感を覚えているにも

③消費・投資が拡大する(GDP増)④法人の利益が増え、個人の所得が増える⑤好景気・税収増⑥結果として財政健全化。いざさか都合の良すぎるストーリーのようでもあるが、内閣府の発表するデータから公共投資の金額とGDPには明らかに正の相関関係が見取れる。さらにGDPと税収の関係においても同様である。つまり、財政拡大し公共投資額を増やすとGDPが増加し、それに伴って税収も増加するということである。

5. 消費税の性格

(1) 消費抑制効果

消費税には、消費を抑制する作用がある。単純な話、消費税のない世界では20個買えるモノが、消費税10%の世界では、18個しか買えなくなるのである。すると当然売れるモノの数は減り、企業の利益は小さくなり、従業員の給与も上がらず、消費は減退し、景気は悪くなる。

(2) 価格転嫁の問題

一般的には、消費税は最終消費者が負担しているのだから事業者が税負担をするのは不公平で、事業者から預かった消費税を義務として納税していることになっていないと説明されるが、経済産業省の調査によると、消費税の全てを価格に転嫁できているのは、事業者間取引では86・6%、消費者向け取引では76・8%で、価格転嫁できない事業者は自らの利益を削る結果になっている。つまり、コロナ禍において疲弊した中小企業者にとって消費税減税は、自ら負担していた消費税分の利益を回復する効果が期待でき、大きな支

6. 最後に

MMT派は、将来デフレを脱却しインフレになった場合でも、財政金融政策や増税でインフレをコントロール可能であると言いが、現状の世界情勢を見る限りそれは机上の空論でしかないことは明らかである。し

は、消費抑制効果のある消費税の減税である。援策となる可能性がある。(3) 外形標準課税(利益の有無にかかわらず課税する課税方法)と消費税税理士会では平成28年の税制改正建議において、「中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。したがって、担税力の観点から、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。また、外形標準課税の課税標準の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が導入された場合には、中小法人の雇用にも影響を及ぼすことになる。」との指摘を行っているが、現実では消費税という外形標準課税は既に導入されている。その結果、人件費支出を課税取引(社員を派遣・外注化すること)にすることで消費税負担が軽減されるため、従業員の非正規雇用化に拍車をかけ、結果として貧困化、少子高齢化にも影響を与えている。

消費税の減税である。